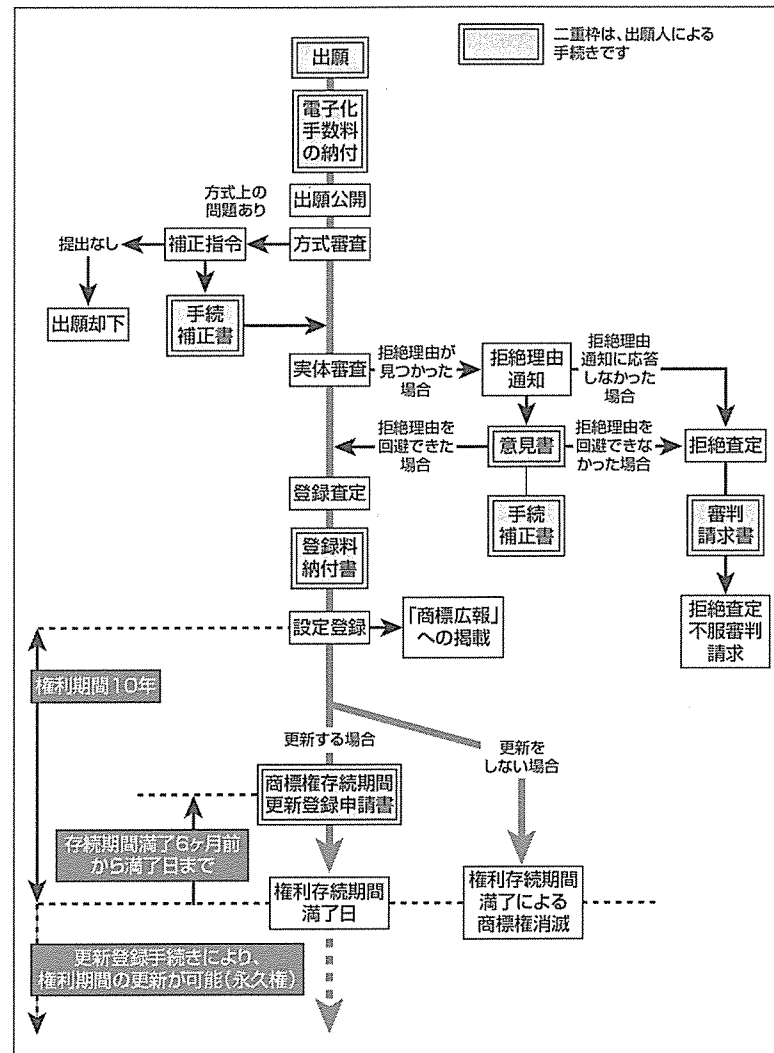


055 「商標」出願後の流れ

それでは、商標出願後に始まる手続きの流れを説明しましょう。特に、重要な要点だけをやさしく解説します。



① 出願

商標登録をするには、商標登録を受けようとする商標を書いた「①願書」の書類を、特許庁に出す必要があります。この、書類を特許庁に出すことを「出願」といいます。

願書以外に、明細書や図面など、数種類の書類が必要となる特許や実用新案、意匠の出願に比べ、商標登録出願は、書類一枚のみで出願が可能です。

② 出願日へすすむ ⇒

② 出願日

「郵送」で出願した場合は郵便局から郵送した「差出日」、特許庁へ書類を「持参」して出願した場合は「窓口で提出した日」が出願日となります。

また、先に出願した人に権利が与えられる「先願主義」であることも、特許や実用新案、意匠の場合と変わりはありません。

◆ 同じ日に、同じ商標の出願があった場合

商標登録において、同一または類似の商標について、同日に2以上の商標登録出願があった場合(同日出願)、協議によって1つに定めます。しかし、協議が成立しない場合は、くじによって定めた商標登録出願人が商標登録を受けることができます。

• 電子化手数料を納付後

③ 出願公開制度へすすむ ⇒

③ 出願公開

商標登録出願の後、出願内容が公開されます。これが出願公開制度です。出願公開の時期については、特に規定はなく、商標登録出願人の氏名や住所、願書に書いた商標などが商標公報に掲載されます。

なお、出願公開に伴う出願人の不利益を救済するために「補償金請求権の行使」を認めています。つまり、商標登録出願後、その内容と同じ商標を使用している第三者に対し警告をして、その商標がやがて登録になったときは、出願中使用していたものに対し、業務上の損失を受けたとして相当額の金銭の

支払いを請求することができます。この場合の、保証金請求権の行使は、商標権の設定の登録になってからです。

④方式審査へすすむ ⇒

④方式審査

「審査」には、「書類の形式に関する審査」と「商標の内容に関する審査」があります。方式審査は、前者の、出願書類の形式や書き方などの「方式(形式)上の審査」をするものです。もし、書類の形式に不備があれば、間違ったところが指摘され、訂正してくださいという指示がきます。それが「補正指令」です。「補正指令」がきたら、指示に応じて、書類を書き直すなどして、再提出が必要です。

- 書類の訂正などが必要な場合

⑤手続補正へすすむ ⇒

- 書類に問題がない場合

⑥実体審査へすすむ ⇒

⑤手続補正

出願書類を直すことを、「手続補正」といいます。また、受け取った補正指令に対して行う補正を、「命令補正」といいます。手続補正を行うには、「手続補正書」を提出し、不備や内容の訂正を行います。「手続補正」をしないと、出願は「却下」になります。手続補正には期限があるので、必ずその期限内に行う必要があります。

なお、特許制度の場合と同じく、商標制度には、指令に応じて行う「命令補正」の他に、「自発補正」があります。

- 書類の補正ができた場合

⑥実体審査へすすむ ⇒

- 補正指令に対して手続補正をしない場合

出願が却下されたものとなります 終

⑥実体審査

特許の場合、実体審査を受けるためには、出願審査請求の手続きが必要であり、また、審査を受けるために、出願料とは別に費用も必要でした。しかし、商標制度では、実体審査を受けるために必要となる手続きはなく、方式審査を通過したものは、自動的に、商標の内容を審査する実体審査を受けることができます。

商標権が与えられるかどうかは、商標として登録される条件を満たしていなければいけません。この条件のことを登録要件といいます。

また、もし登録となった場合、他の商標との間にさまざまな不具合が生まれないことも、登録される条件に含まれる事になります。この条件のことを「不登録事由」といいます。これらの条件を満たしているかという面から、実体審査が行われます。

商標の登録要件(不登録事由)の代表的なものは次の通りです。

- 商標であること
- 自己の業務に係る商品やサービスについて使用をする商標であること
- 識別力があること

①普通名称ではないこと

商品「電話機」に「テレフォン」/サービス「自動車の修理」に「車修理」

②商品または役務について慣用されている商標ではないこと

商品「日本酒」に「正宗」/サービス「宿泊施設」に「観光ホテル」

③商品の産地・販売地・品質・原材料・効能・用途・範囲を表示する標章のみからなる商標ではないこと

商品「納豆」に「水戸納豆」/サービス「荷物の発送」に「関東一円」

④ありふれた氏または名称を、普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標ではないこと

商品に「鈴木」「山田」/サービスに「田中商店」

⑤簡単でありふれた標章(○、△、□)またはアルファベット1~2文字のみからなる商標ではないこと

商品に「A」「X」/サービスに「Z保険」

- 使用により識別力が発生した商標であること

アサヒビールの「スーパードライ」は、品質表示でしかないため、登録になりませんが、大ヒット商品になったことで、識別力が発生したと判断され、